

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
- 道路の区域を変更する件
- 道路の供用を開始する件

告 示

福島県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から	変更前	A 一三・〇〇 一九・五	二〇七・九
	同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで	変更後	B 一六・二〇 四一・〇	五一一・〇
	同 市常磐湯本町三 ノ山四三番一地先から			
	同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで			

いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から	変更後	A 一三・〇〇 四一・〇	二〇七・九
同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで		B 一六・二〇 五九・〇	五一一・〇
同 市常磐湯本町三 ノ山四三番一地先から		C 九・六〇 三〇・八	二七五・〇
同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで			
同 市常磐湯本町三 ノ山四三番一地先から			
同 市常磐湯本町八 仙無番地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町台ノ山四三番 一地先から 同 市常磐湯本町八仙無番地先 まで	平成二十五年八月二十六日

(道路計画課)